

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年1月16日

世田谷区

1 業務委託の概要

- (1) 件名 庁有車運行業務委託
- (2) 目的 世田谷区が所有する車両による公務で赴く関係機関への送迎及び日常の車両の維持管理
- (3) 委託内容 委託車両の運行
委託車両の整備
委託車両の軽易な修理
委託車両以外の庁有貸出車の運転
緊急対応
講習参加・協力
- (4) 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」取扱品目及び区分「一般旅客自動車運送事業」又は営業種目「その他の業務委託等」取扱品目及び区分「自動車運転代行」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区契約事務規則に定める入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き3年以上営業していること。
- (7) 過去3年間、官公庁において、当該事業と同等の事業の受託実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 経営状況に対する評価基準

賠償責任能力

業務実績

社会的責任

(2) 企画提案に対する評価基準

業務に対する取り組み姿勢

車両運行の管理

組織管理

緊急時の体制

提案内容の妥当性

資料調整能力

費用対効果

ヒアリング

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区財務部経理課車両係

所在地：154-8504 世田谷区世田谷 4 - 21 - 27 (第二庁舎地下一階)

担当者：川村・橋本

電話：03(5432)2156(直通)

FAX：03(5432)3060

Eメール：sea01203@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成26年1月16日(木)～1月30日(木)17時まで

平日の午前9時～17時

場所 世田谷区世田谷 4 - 21 - 27 (第二庁舎地下一階)車両係事務室

方法 直接交付

(3) 参加表明書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び方法

期限 1月30日(木)17時必着

場所 上記「(2)場所」に同じ

方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

(4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

期限 2月28日(金)17時必着

場所 上記「(2)場所」に同じ

方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「 5 (1) 」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。